

平成 13 年 12 月 28 日

環境大臣 川口 順子 殿

日本緑化工学会会長 亀山 章

「新・生物多様性国家戦略」に関する提言

日本緑化工学会は、緑化によって国土の自然環境の保全に貢献することを目的とした学術研究団体であり、本年 12 月 10 日には「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱いに関する提言」(別添資料)を出すなど、生物多様性保全に関して技術的側面から関係の深い団体です。

今般、新・生物多様性国家戦略を策定されるのに関して、下記の諸点を盛り込まれますよう提言いたします。

1. 新たな国家戦略を幅広く国民のものとするために、生物多様性保全に関する理念と倫理、およびその必要性についてわかりやすく表現して、国民生活のさまざまな場面において取り込むことができるように普及啓発する。

2. 移入種・系統の持ち込みによる自然生態系の攪乱や遺伝子多様性の攪乱を防ぐために、生物多様性保全の重要性等を考慮して、遺伝子構成保護地域・系統保全地域・種保全地域・移入種管理地域などの地域区分を行なって、それに応じた施策を体系化する。

3. わが国は、諸外国の乾燥地や熱帯林・マングローブなどさまざまな地域で、ODAなどによって自然保護や緑化の活動に協力しているが、そのような場面においても、他国の生物多様性保全に配慮することが必要であり、人材の育成と合わせて施策化する必要がある。

4．生物多様性保全に影響を及ぼす光害などの新たなインパクトの出現に対して、それを回避・低減するためのテクノロジーアセスメントや戦略アセスメントなどの制度的担保の方法について早急に検討して、実現化させる。

5．環境影響評価のミティゲーション技術の開発を支援し、ミティゲーションを実施した事後の成果に関する情報を一元化して、技術を幅広く共有できるようにする。

6．生物多様性に係わる生態系・生物種・遺伝子などに関する情報の整備を行ない、絶滅危惧種や地域性系統などの情報を一元的に体系化して、最新の情報に更新するシステムを構築する。

また、国家戦略をより実効あるものとするための前提として、生物多様性保全の観点から日本の自然を再評価する事業を、定期的な見直しを含めて全国規模で展開する。

7．生物多様性保全のためのエコロジカルネットワークの計画手法とその実現化手法を早急に開発して、国土・地方圏・都府県・市町村などのさまざまな空間レベルにおける計画に対応できるようにする。

8．里地里山の自然や干潟・湿地などの自然は、人為との係わりのなかで維持されてきたものも多いことから、このような自然に対して適応的・順応的な管理の手法を開発する。

9．生物多様性保全をモニタリングする体制を構築し、そのなかでNPOの育成とそれを支援する施策を展開する。

10．生物多様性保全を支える人的資源を育成し、行政組織やNPOなどの組織において効果的に活動できるように支援する。